

2. 各種相談について

2) 身体障害者・知的障害者相談員

町内には、障がいのある方の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言等を行う身体・知的障害者相談員が配置されています。詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001